

〔長期固定金利型住宅ローン「フラット35」(住宅金融支援機構買取型) 〕

項 目	内 容						
1. 商品名	長期固定金利型住宅ローン「フラット35」(住宅金融支援機構買取型) *住宅金融支援機構による買取方式です。						
2. 資金使途	申込ご本人又はご親族がお住まいになるための住宅の建設資金または購入資金						
3. 融資対象となる住宅	(1) 共 通 住宅の床面積(住宅面積の上限はありません。) A. 一戸建て住宅、連続建て住宅、重ね建て住宅の場合 70㎡以上 B. 共同住宅(マンションなど)の場合 30㎡以上 住宅の耐久性などについて住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅 (2) 新 築 建設費(建設に付随して取得した土地の購入費も含められます。)または購入価額が1億円以下(消費税含む) 借入申込日において竣工から2年以内の住宅で人が住んだことがない住宅 (3) 中 古 購入価額が1億円以下(消費税含む) 借入申込日において竣工から2年を超えている住宅または既に人が住んだことがある住宅。 ただし、建築確認日が昭和56年5月31日以前の場合は、住宅金融支援機構の定める耐震評価基準等に適合していることが必要です。						
4. 借入資格	次の条件を満たした方 当金庫の営業地区内に住所又は勤務先を有する方 お申込時の年齢が70歳未満の方(親子リレー返済を利用される場合は、70歳以上の方もお申込いただけます。) 安定した収入がある方 日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の方 年収に占めるすべてのお借入れの年間合計返済額(フラット35を含みます。)の割合(=総返済負担率)が次の基準を満たしている方 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年 収</th> <th>総返済負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円未満</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>400万円以上</td> <td>35%以下</td> </tr> </tbody> </table>	年 収	総返済負担率	400万円未満	30%以下	400万円以上	35%以下
年 収	総返済負担率						
400万円未満	30%以下						
400万円以上	35%以下						
5. 融資期間	次のいずれか短い方であること 15年以上35年以内(1年単位) ただし、申込ご本人の年齢が60歳以上の場合は10年以上。 完済時の年齢が80歳となるまでの年数						
6. 融資金額	100万円以上8,000万円以下で建設費または購入価額の90%以内(1万円単位)						
7. 金利種類	固定金利型 お借入期間(20年まで・21年以上)に応じてお借入金利が変わります。 *お借入金利は、お申込の受付時ではなく、資金のお受取時の金利が適用されます。						
8. 返済方法	元利均等毎月返済[毎月決まった金額(元金+利息)を、ご指定の預金口座から引落とさせていただきます。]または、元金均等毎月返済(毎月決まった元金に利息を加えた金額を、ご指定の預金口座から引落とさせていただきます。) *6ヵ月ごとのボーナスによる増額返済もあります。この場合、ボーナス返済分の元金は融資金の40%以内となります。						
9. 担保	ご融資対象となる住宅及びその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権とする第1順位の抵当権を設定していただきます。						
10. 保証人	必要ありません。						
11. 団体信用生命保険	団体信用生命保険をご利用ください。						

〔長期固定金利型住宅ローン「フラット35」(住宅金融支援機構買取型) 〕

項 目	内 容
12. 火災保険	ご融資対象となる住宅に火災保険を付けていただきます。 * 敷地に抵当権を設定しない場合は、その火災保険金請求権に、住宅金融支援機構を質権者とする第1順位の質権を設定していただきます。
13. 保証料	必要ありません。
14. 手数料等	融資手数料は、次のいずれかをお支払いいただきます。 Aタイプ 52,500 円 (消費税を含みます) Bタイプ ご融資金額×2.1% (消費税を含みます)
15. 繰上返済手数料	必要ありません。 ただし、一部繰上返済は 100 万円以上とさせていただきます。
16. その他参考事項	物件検査の手数料がかかる場合があります。手数料は検査機関または適合証明技術者(中古住宅のみ)によって異なります。詳しくは窓口にお問合せ下さい。 ご返済額をお知りになりたい方は、窓口にお申し出ください。 金利をお知りになりたい方は、窓口にお申し出ください。 諸条件により、お申し出に添えない場合がございますので、あらかじめご承知おきください。
17. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部(当金庫営業日 9 時～17 時、電話：0120-001-772)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(月～金曜日(祝日、年末年始除く)9時30分～12時・13時～15時、電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(月～金曜日(祝日、年末年始除く)10時～12時・13時～16時、電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(月～金曜日(祝日、年末年始除く)9時30分～12時・13時～17時、電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(信用金庫営業日9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。